

財政収支見通しに関する補足資料

- 1 料金・使用料改定に関する3つの判断基準
- 2 内部留保資金残高の目安の設定について
- 3 水道事業における内部留保資金
- 4 下水道事業における内部留保資金
- 5 水道事業長期財政見通し（R8年度～R68年度）
- 6 下水道事業長期財政見通し（R8年度～R68年度）

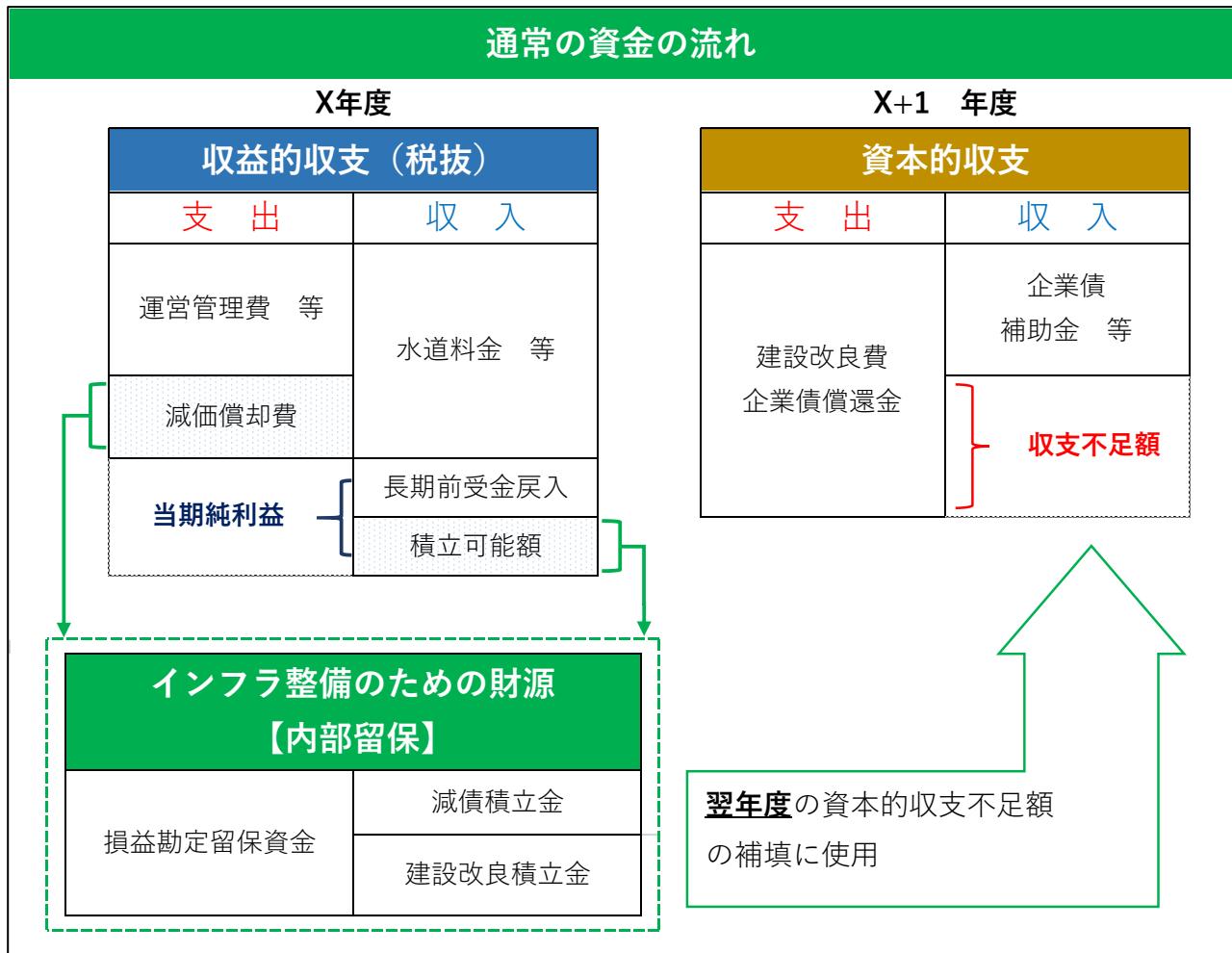
1 料金・使用料改定に関する3つの判断基準

	用語	定義	判断の基準
①	料金回収率 (水道)	給水に係る経費をどの程度水道料金で賄っているかを示します。100%を下回っている場合、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われていることを意味します。	100%を切るようであれば、料金改定の検討が必要になります。
	経費回収率 (下水道)	汚水処理費をどの程度下水道使用料で賄っているかを示します。100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が下水道使用料金以外の収入で賄われていることを意味します。	100%を切るようであれば、使用料改定の検討が必要になります。
②	収益的収支 (共通)	収益的収支は、主に本業である水道事業サービス・下水道事業サービスに係る収入と支出を管理するものです。	基本的には赤字を想定していません。赤字で生じた欠損については、利益剰余金等を取り崩して補てんする方法もありますが、一時しのぎにしかならないため、赤字となった場合には速やかに料金改定を行い、収支を改善する必要があります。
③	内部留保資金 (共通)	減価償却費や純利益を積立てたもので、資本的収支不足額の補填財源となるものです。	水道事業、下水道事業、ともに最低限30億円必要と考えます。 内部留保資金は、主にインフラ整備の自己負担分や企業債償還金の財源となるとともに、災害等の不測の事態への一定の備えとして機能します。 したがって、内部留保資金が目標水準を大きく下回る状態が続くと必要な資金が不足し、一般会計からの追加支援、短期借入等の対応を余儀なくされるおそれがあります。

2 内部留保資金残高の目安の設定について

減価償却費や当年度純利益で積立てた内部留保資金は、通常、翌年度以降の資本的収支不足額の補填に充てられます。

内部留保資金の残高が、その年の発生額を下回るということは、次年度以降のインフラ整備や企業債償還に廻るはずの資金を使ってしまっている状態であるため、インフラ整備のための資金繰りが困難になっている状態であると言えます。



3 水道事業における内部留保資金

内部留保資金：損益勘定留保資金の残高 と 当年度純利益のうち積立金計上する金額の合計

・損益勘定留保資金

(単位：円)

令和5年度末残高	令和6年度発生額 ※1	令和6年度使用額 ※2	令和6年度残高
8,169,992,231	2,443,553,840	-2,928,941,398	7,684,604,673 …①

※1 減価償却費や資産減耗費等、現金支出を伴わない支出の計上額

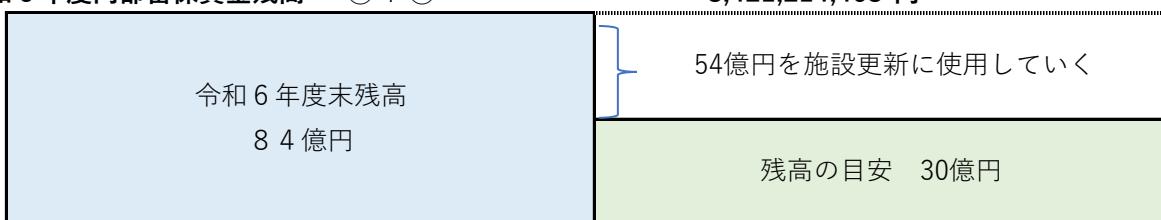
※2 資本的収支不足額の補填に使用した金額

・積立金へ計上額

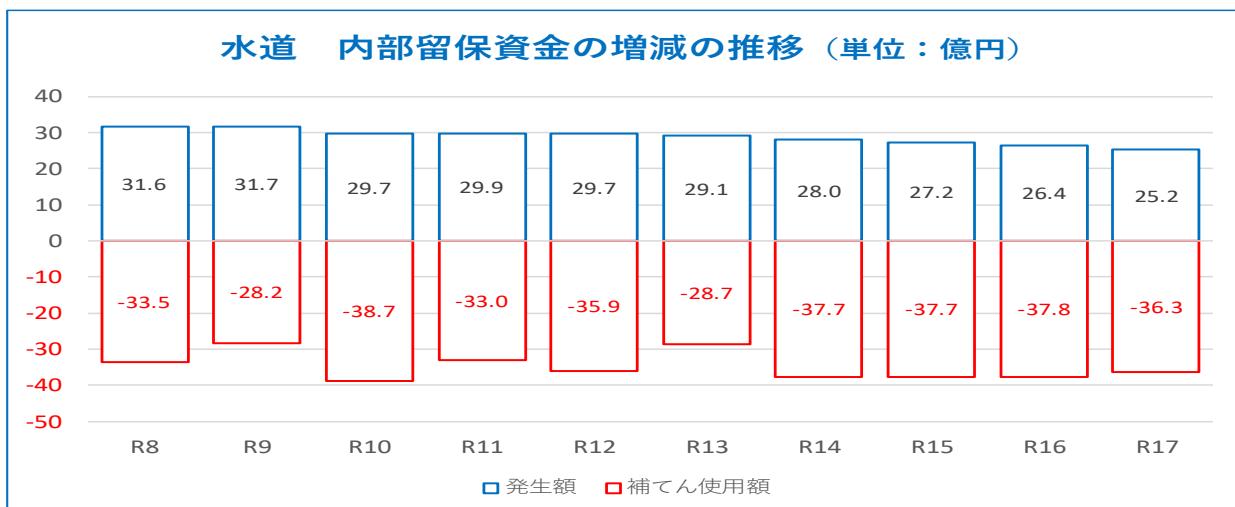
(単位：円)

減債積立金	建設改良積立金	合計
324,625,072	411,984,723	736,609,795 …②

令和6年度内部留保資金残高 = ① + ② = **8,421,214,468 円**



料金改定をしない場合の内部留保資金の推移



4 下水道事業における内部留保資金

内部留保資金：損益勘定留保資金 の残高と 積立金残高の合計

・損益勘定留保資金

(単位：円)

令和 5 年度末残高	令和 6 年度発生額 ※1	令和 6 年度使用額 ※2	令和 6 年度残高
3,297,693,809	2,427,449,107	-1,652,509,282	4,072,633,634

※1 減価償却費や資産減耗費等、現金支出を伴わない支出の計上額

※2 資本的収支不足額の補填に使用した金額

・積立金の残高

(単位：円)

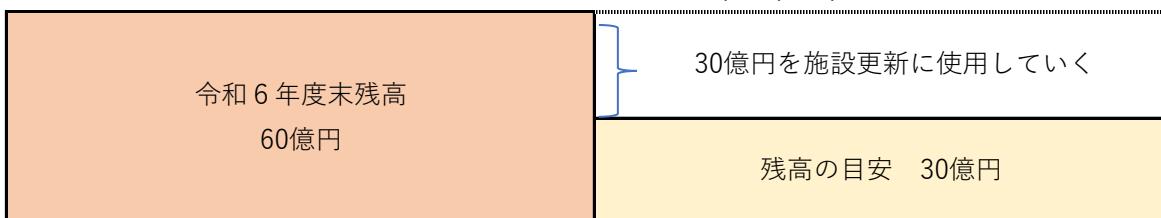
建設改良積立金残高
1,907,167,669

…①

…②

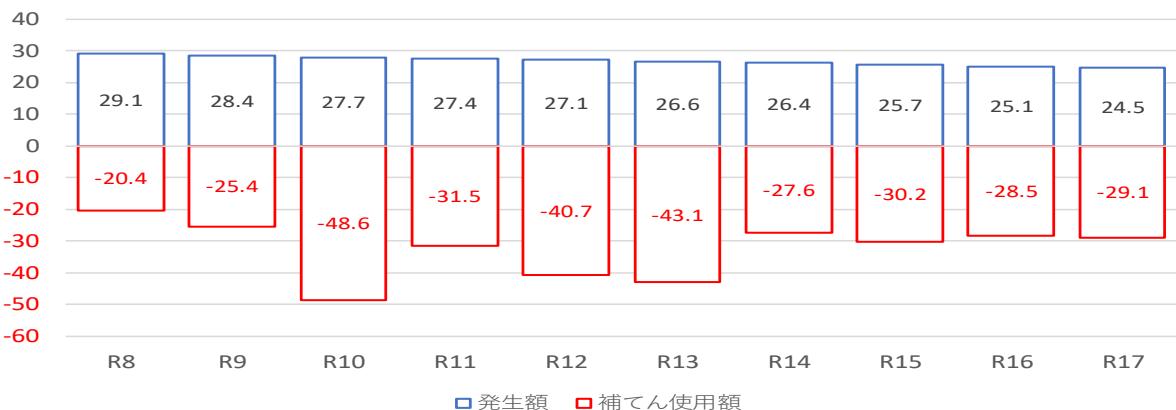
令和 6 年度内部留保資金残高 = ① + ② =

5,979,801,303 円

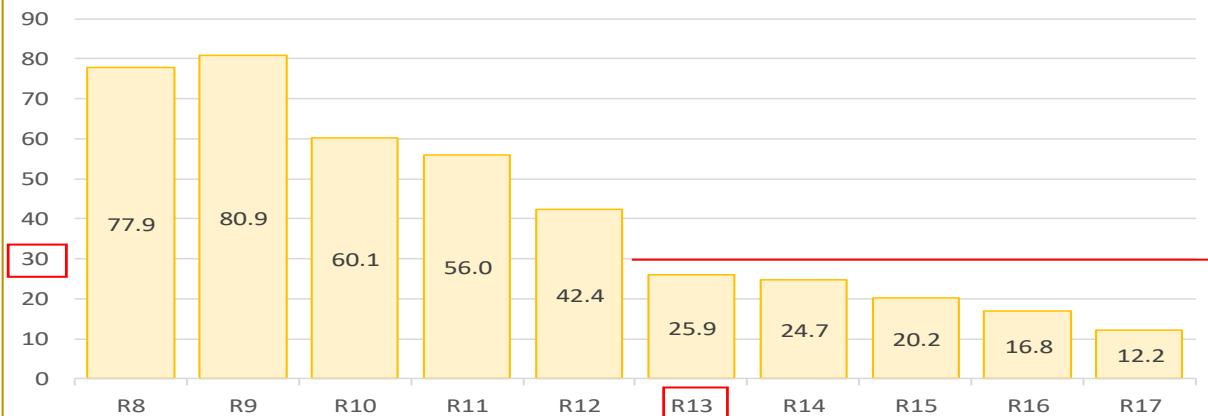


使用料改定をしない場合の内部留保資金の推移

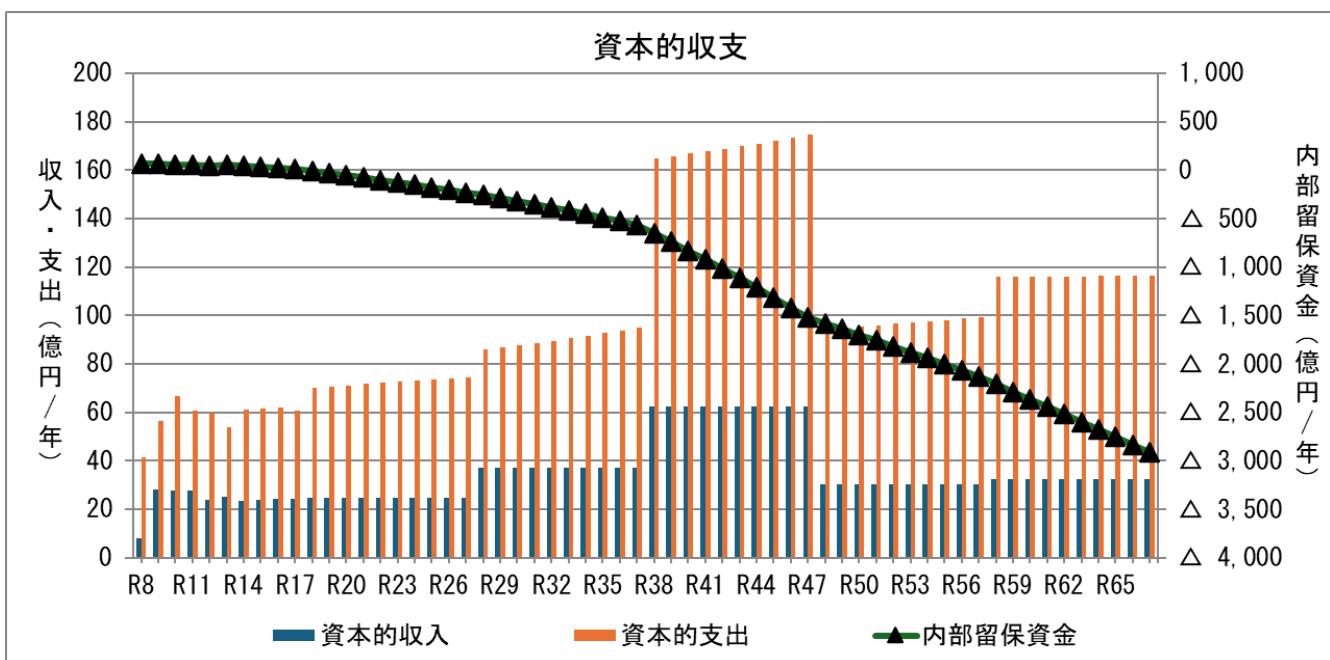
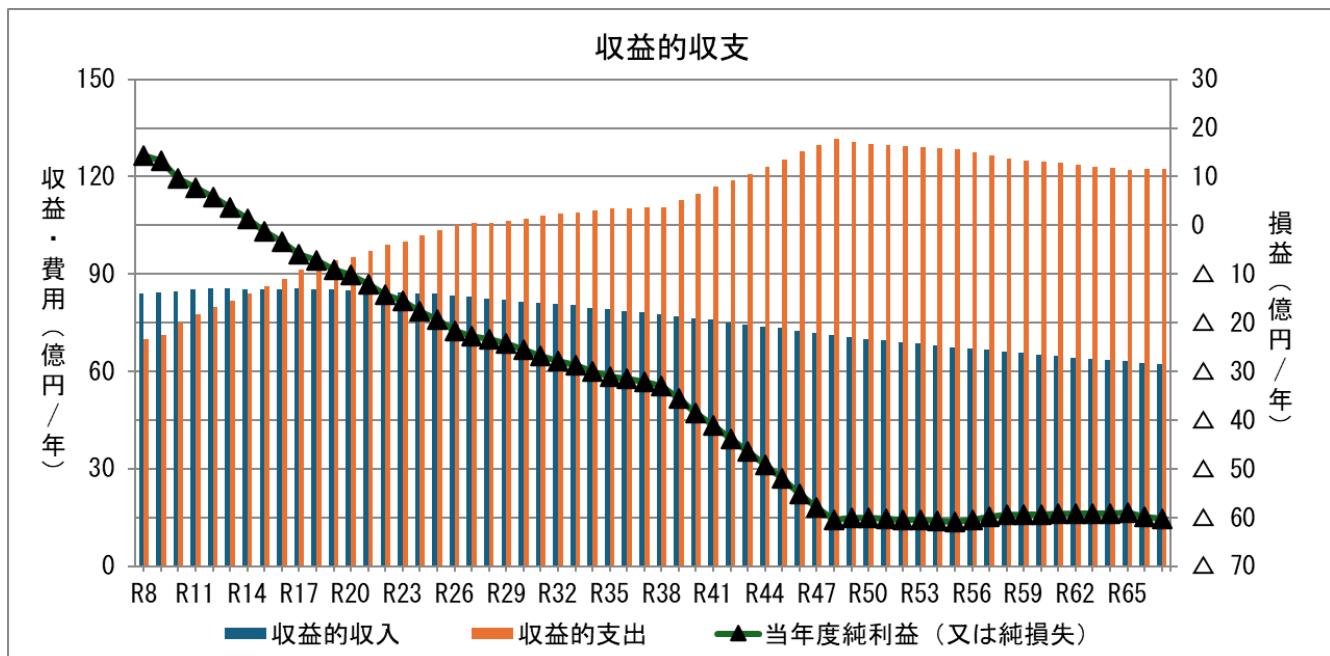
下水道 内部留保資金の増減の推移 (単位：億円)



下水道 内部留保資金残高の推移 (単位：億円)



5 水道事業長期財政見通し（R8年度～R68年度）



6 下水道事業長期財政見通し (R8年度～R68年度)

